

横浜港におけるヒアリの確認について  
(平成29年9月6日続報)

横浜港大黒ふ頭のコンテナターミナル内に、継続的に設置していたトラップから、新たにアリが2個体(9月27日、10月3日)発見され、専門家による種の同定の結果、10月5日に特定外来生物であるヒアリと確認されました。

今回は、9月6日に発表した、横浜港で陸揚げされたコンテナ内でヒアリが確認された後、本市及び関係事業者が、確認地点付近や、当該コンテナが一時的に留め置かれた地点周辺及び陸揚げされたコンテナヤード内を継続調査していたトラップに捕獲されたものです。

ヒアリは2個体とも働きアリで、発見時には既に死亡していました。

引き続き、調査を続けるとともに、今回新たにヒアリが確認された場所周辺の調査と防除の対策を行います。

1 経緯(第1報以後)

- 9月5日～9月15日 トラップによる継続調査(1回目)
- 9月20日 横浜市環境科学研究所(以下「研究所」)がトラップを確認。  
疑いのあるアリは発見されなかった。
- 9月15日～9月26日 トラップによる継続調査(2回目)
- 9月27日 **研究所がトラップを確認。疑いのあるアリ1個体を発見**  
横浜市が環境省に当該アリのサンプルを持ち込み
- 9月28日 疑いのあるアリ発見を受け、大黒ふ頭コンテナターミナルの調査地点において、殺虫液散布、トラップ及びベイト剤追加設置
- 9月26日～10月2日 トラップによる継続調査(3回目)
- 10月3日 **研究所がトラップを確認。疑わしいアリ1個体を発見**  
疑いのあるアリ発見を受け、大黒ふ頭コンテナターミナルの調査地点において、殺虫液散布、トラップ及びベイト剤追加設置  
横浜市が環境省に当該アリのサンプルを持ち込み  
環境省がサンプルを専門家へ送付
- 10月5日 専門家が9月27日及び10月3日に発見された2個体のサンプルがヒアリであることを確認

2 対応

- ・確認地点付近やコンテナが一時的に留め置かれた地点周辺においては、10月2日からトラップによる継続調査(4回目)を実施しています。
- ・周辺の施設、港湾関係者に個別に注意喚起を行うとともに、関係機関に情報共有しています。
- ・引き続き、環境省や港湾関係者と連携協力して、今回ヒアリが発見された場所を含め、ヒアリの確認調査を実施します。
- ・横浜港では、環境省及び国土交通省が実施する68港湾調査(2回目)を、9月11日から開始しています。大黒ふ頭において、10月2日にトラップ設置、10月5日のトラップ回収に合わせ目視調査及び殺虫液散布を実施しました。

### 3 周辺住民等の皆様へ

#### (1) 注意点について

- ・ヒアリを刺激すると刺される場合があります。
- ・ヒアリが生息している可能性があるような場所（緑地帯の土や芝生の土等）には安易に手をいれないようにしてください。
- ・ヒアリと疑われるような個体や巣を見つけた際は、刺激（アリを踏もうとしたり、巣を壊したり等）しないでください。

#### (2) 刺されたときの対応について

- ・まずは安静（20～30分程度）にし、容体が急激に変化することがあれば、最寄りの病院を受診してください。
- ・受診の際は、「アリに刺されたこと」「アナフィラキシー（重度のアレルギー反応であること）の可能性が有ること」を伝えてください。

(図) 今回ヒアリが発見された場所 環境省報道発表資料より

地理院地図



(写真) 今回確認されたヒアリ (横浜市環境科学研究所撮影)



継続調査（2回目）



継続調査（3回目）

#### お問合せ先

(ヒアリ等の駆除に関する事) 環境創造局政策課環境プロモーション担当課長	小川 久美子
	Tel 045-671-3830
(ヒアリ等の簡易判断に関する事) 環境創造局環境科学研究所長	武田 正善
	Tel 045-453-2550
(港湾の管理に関する事) 港湾局管財第一課長	石黒 茂光
	Tel 045-671-7179
(ヒアリ等対策の総合調整) 総務局危機管理課長	湊 卓史
	Tel 045-671-2062

※写真のデータが必要な場合は、環境創造局政策課 [ks-tayou@city.yokohama.jp](mailto:ks-tayou@city.yokohama.jp) にメールをいただければ、ご返信にてデータをお送りします。（メール送信後、上記お問合せ先にお電話ください。）